

新型コロナウイルス対策本部会議資料

京都市教育委員会

「緊急事態宣言」発令を受けての市立学校・幼稚園の教育活動について

京都府・大阪府・兵庫県の2府1県に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令された際、本市立学校・幼稚園での教育活動について、下記のとおり、感染防止対策をより一層徹底したうえで実施することといたします。

記

1 家庭内感染の防止に向けた周知・啓発の徹底について

この間、児童生徒等に確認された新型コロナウイルス感染で、初発者の9割以上が保護者等の感染に伴う家庭内感染を起因としています。こうした状況を踏まえ、家庭内での感染拡大防止を徹底していただくため、各学校・幼稚園から、各家庭に対する働きかけを引き続き徹底します。

例) 家庭内での健康観察や室内換気等の徹底、マスク着用や手洗い、食器・タオル等の共用を避ける等身体的距離の確保の励行
友人等とのホームパーティーなど家族や普段一緒にいる人以外との会食の自粛。

2 具体的な教育活動について

ア 「緊急事態宣言を踏まえた感染症への対応に関する留意事項」(文科省 令和3年1月)で示された、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として留意して実施することとされている活動について中止することとします。

例) 長時間や近距離での対面式のグループワーク
音楽での合唱や管楽器の演奏、家庭科等での調理実習、体育等での密集する運動や組み合ったり接触したりする運動

イ 「学校教育活動を継続するためのチェックリスト」(文科省 令和3年1月)も参照し、感染症対策に万全を期して、教育活動を実施します。

3 部活動について

ア 他校との練習試合、合同練習を中止し、原則、校内の活動に留めることとします。

イ 公式戦等に参加する場合、主催者と連携し、万全な感染症対策を講じることとします。

ウ 「緊急事態宣言下における学生・生徒が行う部活動について」(文科省 令和3年1月)を踏まえ、感染対策に留意した活動とします。

例) 生徒同士が組み合うことが主体となる活動や身体接触を伴う活動の制限
大きな発声や激しい呼気を伴う活動の制限

4 児童生徒、教職員等の心のケアについて

ア 在籍児童生徒等や保護者が感染した場合も踏まえ、児童生徒等の間に誤解や偏見の拡大、いじめなどが生じないよう、保護者とも必要な連携を図り、対応が必要と考えられる事案があった時は、必要な指導や支援を引き続き行うこと。

イ 学校・幼稚園で感染症対策と教育活動の両立、また児童生徒等の心のケアに取り組む教職員自身のメンタルヘルスにも十分に留意すること。

5 その他

上記以外にも、各校種において、学校や児童生徒等の特徴を踏まえた感染拡大防止対策を講じる。また地域にも、学校施設の利用時間等について協力を求める。